

○阿賀野市地域おこし協力隊設置要綱

平成27年2月27日

告示第29号

(趣旨)

第1条 人口減少、高齢化等の進行が著しい本市において、地域力の維持及び強化を図るために地域外の人材を積極的に誘致し、地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、本市への定住及び定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）に基づき、阿賀野市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置するものとし、協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の任命及び活動等に必要な事項を定めるものとする。

(隊員の種別と身分)

第2条 隊員の種別は次の号に掲げるとおりとし、その身分は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 任用型地域おこし協力隊員（以下「任用型隊員」という。） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号の規定により採用する会計年度任用職員
- (2) 委託型地域おこし協力隊員（以下「委託型隊員」という。） 市が委託する法人等の構成員又は個人事業主

(任用又は委託)

第3条 隊員は、次の各号の要件をすべて満たす者のうちから市長が任用又は委嘱する。

- (1) 推進要綱第3（1）④に規定する者で、本市に住民票を異動し、当該住民票に記載された住所に生活の本拠を置くことができる者。なお、該当する転出地及び転入地については、別表のとおりとする。
- (2) 市内に1年以上滞在し、活動ができる者
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (4) 心身が健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱を持っていると認められる者
- (5) 普通自動車運転免許を有している者
- (6) 基本的なパソコンの操作ができ、情報の受発信ができる者

(任務)

第4条 隊員は、地域力の維持及び強化に資する次の各号に掲げる活動（以下「協力活動」という。）を行う。

- (1) 農林水産業への従事活動
- (2) 地域資源（観光資源、特産品等）の発掘、振興に係る支援活動
- (3) 都市との交流、地域間交流及び他地域からの移住促進に関する活動

- (4) 産業振興及び産業創出に関する活動
- (5) 住民の生活、地域コミュニティに関する支援活動
- (6) 水源及び環境保全活動
- (7) スポーツ・文化に関する活動
- (8) その他市長が必要と認める活動

(関連業務の委託)

第5条 市長は、隊員の活動を適切に管理できると認める法人若しくは団体又は個人事業主（以下「受入団体等」という。）に隊員の活動管理等を委託することができる。

この場合において、委託の内容（活動報告、委託料及び活動経費等を含む）については、受入団体等との協議により決定し契約するものとする。

2 市長は、予算の範囲内において、受入団体等に対し、委託料を支払う。

(任用型隊員の任期)

第6条 任用型隊員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、再任を妨げない。

(任用型隊員の解任)

第7条 市長は、任用型隊員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、解任することができる。

- (1) 協力活動に必要な適格性を欠く場合
- (2) 心身の故障のため、協力活動の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合
- (3) 自己の都合により、解任願（第1号様式）を提出した場合
- (4) 法令に違反し、又は隊員活動を怠った場合
- (5) 隊員として、ふさわしくない行為等が有った場合
- (6) 市と協議することなく住民票を異動（市内の異動を除く。）した場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が隊員として適当でないと認めるとき。

(任用型隊員の勤務条件)

第8条 任用型隊員の報酬、手当及び費用弁償については、阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年阿賀野市条例第17号）の定めるところによる。

2 任用型隊員の活動時間は、1日当たり7時間30分とし、週37時間30分の活動を原則とする。この場合において、標準的な勤務時間帯は、午前8時30分から午後5時までとし、休憩時間を正午から午後1時までとする。

3 前項の勤務時間帯については、協力活動の内容により、1日当たり7時間30分を

超えない範囲で変更できるものとする。

- 4 任用型隊員の勤務日は、一般職の職員の例による。この場合において、市長は任用型隊員に勤務を要しない日において特に勤務することを命じた場合には、勤務を要するいずれかの日を、勤務を要しない日に変更し、振り替えることができる。

(任用型隊員の活動経費等)

第9条 市長は任用型隊員の活動に要する経費を予算の範囲内で負担するものとする。

(委託型隊員の委嘱期間)

第10条 委託型隊員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、委嘱期間が終了したものに委託型隊員を再度委嘱することができる。

(委託型隊員の身分及び勤務条件)

第11条 委託型隊員の身分は、受入団体等に雇用される者とし、市と委託型隊員の間に雇用関係は生じないものとする。

- 2 委託型隊員の勤務条件については、市と協議の上で、受入団体等が定めるものとする。

(委託型隊員の報酬等)

第12条 委託型隊員の活動に対する報酬等は、受入団体等が市からの委託料から支払う。

(委託型隊員の解嘱)

第13条 市長は、委託型隊員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、委嘱期間の途中であっても、受入団体等と協議の上で、委託型隊員の委嘱を取り消し、解任することができる。

- (1) 協力活動に必要な適格性を欠く場合
- (2) 心身の故障のため、協力活動の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合
- (3) 自己の都合により、解任願(第1号様式)を提出した場合
- (4) 法令に違反し、又は隊員活動を怠った場合
- (5) 隊員として、ふさわしくない行為等が有った場合
- (6) 市と協議することなく住民票を異動(市内の異動を除く。)した場合
- (7) 受入団体等が業務委託契約の解除を申し出たとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が隊員として適当でないと認めるとき。

(身分証明書)

第14条 隊員は協力活動を遂行するときは、身分証明書(第2号様式)を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 隊員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。
- 3 隊員は、身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。
- 4 隊員は、任期が満了し、又は解任されたときは直ちに身分証明書を市長に返還しなければならない。

(協力活動に伴う市の支援)

第15条 隊員の住居に関する費用は、予算の範囲内において市がこれを負担し、又は補助する。

- 2 協力活動に必要と認められる車両、物品等は、市がこれを貸与し、又は支給する。

(任用型隊員の活動報告)

第16条 任用型隊員は、協力活動の状況について、協力活動日誌（第3号様式）に記録しなければならない。

- 2 任用型隊員は、前項の協力活動日誌を添付のうえ、毎月10日までに前月分の活動内容を協力活動報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。
- 3 任用型隊員は、当該年度の協力活動の終期に、実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(市の役割)

第18条 市は、隊員が協力活動を円滑に実施できるよう、次の各号に掲げることを行うものとする。

- (1) 協力活動における活動場所の調整及び住民への周知
- (2) 隊員の任期満了後の定住支援
- (3) その他隊員の円滑な活動に必要な支援

- 2 市長は、隊員の協力活動を支援するため、前項に規定する事務を法人又は団体に委託することができる。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第109号）

この告示は、平成29年6月16日から施行する。

附 則（令和２年告示第６０号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年告示第１６１号）

この告示は、令和３年１１月２日から施行する。

附 則（令和７年告示第１９１号）

この告示は、令和７年９月２９日から施行する。

別表（第３条関係）

転出地	転入地
三大都市圏内の都市地域	本市の全域
三大都市圏内の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域（指定都市を含む。）	本市の全域
指定都市（条件不利地域であるものを除く。）	本市の全域
三大都市圏外の都市地域	本市の条件不利区域（笹神地区）
三大都市圏外の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域（指定都市を含む。）	本市の条件不利区域（笹神地区）

備考

- 1 三大都市圏とは、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、三重県、岐阜県、大阪府、兵庫県、京都府、及び奈良県の区域（ただし、国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成17年10月1日現在の市町村人口（平成17年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成17年10月1日現在の市町村人口の合計をいう。）及び同令によって調査した平成27年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が11%以上である市町村の区域を除く）をいう。
- 2 指定都市とは、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、札幌市、熊本市、京都市、相模原市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市の区域をいう。
- 3 条件不利地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、奄美諸島群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に指定された市町村（特別区を含む。以下同じ。）をいう。
- 4 都市地域とは、条件不利地域に該当しない市町村をいう。

- 5 一部条件不利地域とは、条件不利地域のうち、全部条件不利地域以外の市町村をいう。
- 6 全部条件不利地域とは、条件不利地域のうち、過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く。）、奄美諸島群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村をいう。
- 7 条件不利区域とは、一部条件不利地域のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域をいう。

第 1 号様式（第 7 条、第 13 条関係）

解 任 願

年 月 日

阿賀野市長 様

阿賀野市地域おこし協力隊員名

このたび、一身上の都合により阿賀野市地域おこし協力隊を、 年 月 日を
もって退職いたしたくお願いします。

第 2 号様式（第 14 条関係）

（表）

55 ミ リ メ ー ト ル	写真 正面、脱帽にて 5 ヶ月以内に撮影し たもの	身分証明書		
	ふりがな 氏 名 生年月日 年 月 日			
上記の者は、阿賀野市地域おこし協力隊の隊員であることを証明する。 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 阿賀野市長 印				
90 ミ リ メ ー ト ル				

（裏）

注意事項
1 この証明書は、隊員活動を遂行するときは常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない 2 この証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない 3 この証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届けなければならない 4 この証明書は、退任し、又は解任されたときは、直ちに市長に返還しなければならない

協 力 活 動 日 誌

			協力隊員名			
月	日	曜	活 動 内 容	活動時間	活動場所	特記事項
		月				
		火				
		水				
		木				
		金				
		土				
		日				
1 週間の勤務時間 計 時間						

第4号様式（第16条関係）

協 力 隊 活 動 報 告 書

阿賀野市長

様

阿賀野市地域おこし協力隊員名

協力活動期間	年	月分	活動地域
協力活動実施内容（総括）			
翌月の協力活動予定（計画・概要）			
要望・意見等			

第5号様式（第16条関係）

実 績 報 告 書

年 月 日

阿賀野市長 様

阿賀野市地域おこし協力隊員名

年度阿賀野市地域おこし協力隊の活動について、阿賀野市地域おこし協力隊設置要綱第10条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

